

令和4年度第2回 市民参加制度審査会 会議録

日時 令和5年3月13日（月）

15時00分～16時40分

場所 市役所5階 第2会議室

出席者 牧瀬 稔会長          安達 健副会長  
         石田 晴美委員      釧持 麻衣委員  
         中野 良一委員      熊倉 武夫委員  
事務局 市民協働部 石井 聡次長  
         市民協働課 西 久美子係長 今野 仁介主事

【市民協働部・石井聡次長】改めまして、こんにちは。

お忙しいところお集まり、またご出席いただきましてありがとうございます。

令和4年度第2回の逗子市市民参加制度審査会になります。

会議に先立ちまして、本日、こちらの会場出席4名、それからZ o o mでご参加いただいている方2名ということで、6名の出席になりますので、会議が成立していますことをまずご報告いたします。

それから資料の確認でございます。事前にお送りしたひもとじの資料、それから、本日席上配付で追加の資料がございます。メールでお送りしましたけれども、当初14件を予定しておりましたが、急ぎの案件が1件追加になりまして、全部で15件になります。それから、本日座席上で配付した横長のスケジュールの資料、そちらについては、案件の番号としては14番の保育課、こちらの事業に関する添付資料の差し替えになります。

不足等ありましたら、その案件のときでも結構ですので、ご指示いただければと思います。よろしく申し上げます。

本日の審査でございますが、全部で15件でございます。今回については、全て新年度、令和5年度、今年の来月4月から新たに市役所として仕事が始まっていて、その中で市民参加の手続きが必要なものについて事前に委員の皆様にご意見をいただく、審査をいただくという案件になります。おおむね2時間以内という制約の中で、1件当たり7分と想定しておりまして、まず審査の順番としては、条例の第7条に書いてある計画的なものを最初に並べ、その次に市民

に権利を与えたり、義務を課したりする条例の改正、その後に市の施設の変更に関わるものというのを、おおむねそういった順序で並べてございます。

以上で、冒頭の事務局からの説明は終わらせていただきますが、以上のところで何かございますか。

よろしければ審査のほうに入っていただきまして、ここからの進行は牧瀬会長のほうにお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【牧瀬稔会長】これから私のほうで議会の進行を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、改めて確認ですけれども、今回の審査は、市民参加の手法の事前審査となり、事業の中身の審査ではありません。市民参加についてのご意見をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃ、最初は市民協働課さんのほうから説明を。それでは、よろしく願いいたします。

【市民協働部・石井聡次長】それではまず、1件目市民協働課から説明いたします。

番号1番の仮称になります逗子市人権施策推進指針の策定になります。

この人権施策の推進指針といいますのは、市役所、具体的に言えば市長部局とそれから教育委員会で行う事業全体に対しての人権に関わる内部的な指針の策定ということになります。

人権に関しては、昨年男女平等参画の条例を策定したり、あるいは教育委員会が人権教育の中のガイドラインといったものを持っておりますが、全ての担当課にわたるような全体的な指針というのが必要だということで、その指針を新たに、初めて策定するものになります。神奈川県内では33の市町村と、それから県、全部で34のうち、13の自治体が既にこういったものを策定しておりますが、そういったものを逗子市でも作っていききたいというものになります。

具体的な市民参加の手法ですけれども、パブリックコメントを実施するのに加えて、この指針の策定を検討いただく検討会というものを設けます。資料でいきますと詳細1の付表の2枚目、全体の資料からいくと3枚目になりますけれども、全体で9名の構成からなる検討会を設けまして、こちらで1年間かけて5回の会議を開いていただいて、内容の検討をいただきたいと考えております。

こちらの人権指針の内容ですけれども、人権の課題というのは、非常に多く数えれば10、20、広く分野にわたるわけですけれども、おおむね子どもの人権、それから女性の人権、いわゆる同和問題、それから最近差別の解消法などが策定されていますけれども、障がい者、高齢者、それからいわゆる性的マイノリティというような性的指向や性自認に関わるような人権、その

ほか様々な分野がありますので、できる限りそういったところを網羅するためにこちらの検討会の要請としましては、そこから3枚めくっていただいた最後のところにございますけれども、2名の公募市民に加えて、法務省、国から委嘱を受けている市内の人権擁護委員の方から1人、それから、高齢者、障がい者、子ども関係、そういったところの関係機関からの、団体からの推薦で3名、それから、学識者として、神奈川県内にある人権団体である神奈川人権センター、それから、大学関係者、それから性の多様性という分野では、当事者団体の方にお集まりをいただいで、こういったメンバーで1年間かけて検討していきたいというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、概要の説明は以上です。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

こちらは第1号ですので、市民参加の手法について、パブリックコメントとあともう1つという、そういう状況です。

こちらにつきましてどうでしょうか。

よろしいですか。

一応最低のルールは守っているんですけども。大丈夫ですか。

【熊倉武夫委員】特にないです。

【牧瀬稔会長】では、こちらはそのまま進めていただければと思います。

ありがとうございます。

【市民協働部・石井聡次長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】では続きまして、障がい福祉課さんのほうから説明をお願いいたします。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】こんにちは。障がい福祉課の雲林と申します。よろしくお願ひいたします。

では、説明させていただきます。

今回、障がい福祉課から提出させていただいておりますのが、第7期障がい福祉計画、それから第3期障がい児福祉計画の策定ということで、今回対象となる2つの計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づきまして、障がいのある人たちの日常生活を支えております、障がい福祉サービス、相談支援、それから地域生活支援事業など、それらの提供体制の確保に関する計画として、国の基本指針により3年ごとに変えていく計画になります。

本市では障害者基本法に基づき障がい者計画に包含された形を取っております、障がい者

福祉計画は、6年ごとに策定しますが、今回の計画については、その中で3年ごとに更新していくような形を取っています。

令和5年度では、この障がい福祉計画と障がい児福祉計画を、それぞれ第7期、第3期の計画として市民参加の手続を見ながら、改定していくものとなります。

市民参加の方法としては、主に2つ、パブリックコメントを来年度の12月から1月に行うことと、懇話会はパブリックコメント前に3回行いまして、パブリックコメント後には1回、こちらの計画につきましては、神奈川県との協議等がありますので、それまでに1回行い、計4回行いますけれども、市民参加の手続としては計3回実施させていただく予定です。

また、直接市民参加の手続とは関係ありませんけれども、市民の方々に手に取っていただけるようにこの計画につきましては、障がいがある人にもなるべく読みやすい、わかりやすいものを毎回つくっておりまして、今回も市内の支援者と障がいのある人たちご本人の意見を出来るだけいただきながら、より簡易な内容にまとめた計画を策定する予定でございます。

簡単ではございますが、内容は以上です。よろしく申し上げます。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。懇話会の回数は…

【障がい福祉課・雲林隆継課長】年4回あります。

【牧瀬稔会長】5月、8月、11月とあってもう1回やると。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】もう1回、2月ぐらいです。

【牧瀬稔会長】ありがとうございます。

こちらにつきまして、ご質問等ございますか。

【石田晴美委員】石田です。

【牧瀬稔会長】お願いします。

【石田晴美委員】懇話会のメンバーなんですが、9番にカモミールと書いてあるんですが、一体どういう団体なんですか。括弧書きでもどういう団体なのか活動内容をちょっと書いていただけるとありがたいかなと思いました。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】大変失礼いたしました。

カモミールという主に精神の障がいがある人を支援している事業者ですが、相談と就業のための通所を日常的にサポートしている関係機関になります。

【牧瀬稔会長】石田委員よろしいですか。

【石田晴美委員】分かりました。ありがとうございました。今後はここに名称だけだと何をやっているところか分からないので、括弧書きで記載いただけると助かります。ありがとうございます。

いました。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。では、これで終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

【障がい福祉課・雲林隆継課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、防災安全課さん2つありまして、1件ずつやりますので、よろしくお願いたします。

【防災安全課・大木肇課長】よろしくお願いたします。

【牧瀬稔会長】それではお願いたします。

【防災安全課・大木肇課長】それでは最初に、逗子市国民保護計画こちらの変更についてご説明をさせていただきます。

この案件につきましては、平成28年5月に策定をされております逗子市の国民保護計画、こちらの変更を行うものとなっております。この計画につきましては、国民保護法の第35条の規定に基づいて作成されているものでございまして、国民の安全を脅かす事態を発生、またはそのおそれのある場合に国民の生命、身体及び財産を保護するための市の責務を明らかにして、市民の保護に関する計画となっております。さらに武力攻撃事態等において、市の市民保護措置を的確かつ円滑に実施できるようにするとともに、県国民保護計画及び市の地域防災計画、こちらを踏まえて、総合的な推進を図って武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護、武力攻撃による被害を最小限にすることを目的とした計画となっております。

本市国民保護計画における対象者は、市内に居住、または滞在をしている方となっております。その対象地域は市内全域、ただ市内に地域を越える避難を実施する、こういった場合につきましては、その避難者とその地域も含まれるとなっております。

本計画の変更手続につきましても、これは国民保護法第39条第3項の規定に基づいて、市の国民保護協議会、こちらに諮問をかけまして、さらに同法の35条第5項及び第6項、こちらの規定に基づいて、神奈川県と協議をして、その同意を経て、市議会でご報告して公表とさせていただきますということになっております。

実際のこの市民参加の方法につきましては、パブリックコメントと逗子市安全安心に関する懇話会、こちらの諮問を考えており、改定案につきまして、2回の懇話会に諮りまして、その後先ほどの国民保護対策本部会議、神奈川県の事前協議、こちらを経てパブリックコメントを

実施、その後国民保護協議会に諮り、神奈川県との正式な協議を行った上で確定というように流れになっております。

パブリックコメント及び懇話会の実施要件につきましては、調査票のとおりと考えておりまして、スケジュールにつきましても、別添の国民保護計画検討スケジュール案、こちらのとおりになっております。また、懇話会のメンバーにつきましても、別添資料の逗子市安全安心に関する懇話会委員名簿、こちらのとおりになっております。

説明は以上となりますので、よろしくご審議ください。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。ご質問等あればよろしくお願いします。

【熊倉武夫委員】ちょっと。

【牧瀬稔会長】どうぞ。

【熊倉武夫委員】懇話会委員の名簿を見ますと、欠員というのがあるんですが、これはどうするんですか。

【防災安全課・大木肇課長】9番について、逗子小学校区の住民協がまだできていないということで欠員です。18番については、逗子小学校区の住民協の代わりに桜山逗子新宿地区ということで、それぞれの、逗子小学校区の住民自治協議会の区域になり得る3地区からの選出となっていますが、逗子地区の中で、なかなか推薦を得られる方がいないということで、継続してお願いはしているんですけども、なかなかその人選が困っているという、大変厳しいところでは。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

【熊倉武夫委員】極力、欠員がないようご努力をお願いします。

【牧瀬稔会長】あと、欠員が出た場合は理由があるといいかもしれないです。

ほかにどうでしょうか。

【石田晴美委員】石田です。

【牧瀬稔会長】お願いします。

【石田晴美委員】すみません、ちょっと確認をしたいんですが、公募市民の割合というのは20%以上じゃなかったんですか。

【防災安全課・大木肇課長】すみません、こちらにつきましては、今、公募をかけておりまして、第1回公募で応募がなかったということになりまして、今現在、再度広報等も使いながら公募をかけています。あくまでもこちら、開催までには20%を越えるような形で公募市民を募集したいと考えております。

【石田晴美委員】分かりました。ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

じゃ、こちらはよろしいですか。

では、引き続き取りかかっていたいただければと思います。

【牧瀬稔会長】続いて4番目のほうです。お願いします。

【防災安全課・大木肇課長】それでは、逗子市安全安心アクションプランの変更について、ご説明をさせていただきます。

この案件につきましては、平成30年3月に制定をされた逗子市安全安心アクションプラン、こちらの変更を行うものでありまして、本計画は逗子市総合計画の5本の柱の一つである安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち、こちらを基本構想として策定をされているものとなっております。

本計画は防災編と防犯編、こちらの2部構成となっております。防災編につきましては、3つの基本目標、市民自らの防災力の向上、地震や大雨等の自然災害に強いまちづくり、都市災害を防ぐまちづくり、こちらから構成をされておりまして、防犯編につきましては、誰もが安心して暮らすことができる犯罪の起きにくいまちづくり、こちらを基本目標としております。

また、防災の内容につきましては、本年度本市で策定をしております国土強靱化地域計画、こちらとの整合性や内容などがかぶっている箇所、そういったものの精査を行い、変更案の策定を行っているということを考えております。

市民参加の方法につきましては、先ほどと同じなんですけれども、パブリックコメントと逗子市安全安心に関する懇話会と考えておりまして、改定案を2回の懇話会に諮りまして、その後パブリックコメントの実施、その後、庁内会議に諮りまして確定となるというような形を考えております。パブリックコメント及び懇話会の実施要件につきましては、調査票のとおりと考えており、スケジュールにつきましても別添のとおりアクションプランの変更スケジュール案のとおりとなっております。また、懇話会のメンバーについては、先ほどと同じですけれども、別紙資料、逗子市安全安心に関する懇話会委員名簿のとおりとなっております。

説明は以上となりますので、よろしく申し上げます。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

こちらにつきましまして、ご質問等ございましたらよろしく申し上げます。

【熊倉武夫委員】前回もお聞きしたような、防災安全課に質問したわけじゃないんですけれど

も、各案件で何かしらの変更等を考えているときの事前周知、市民に対してこんな形で市民参加を実施したうえで変更を検討していますというのは周知しないのですか。

【牧瀬稔会長】こちらは事務局から。

【市民協働部・石井聡次長】一般的にあまり、ではこの計画の改定を予定している計画が、例えば令和5年度行いますとか、そういったPRは確かにしたことがないです。なので、こういった懇話会のようなものが開かれて初めてそのメンバーだけがしっかり、あるいはパブリックコメントで本当に決まる直前になって、ああ、そういう検討をしていたんだというのを初めて気づくケースのほうが現実には多いと思います。

ただ、その影響はすごく大きいようなものに関しては、もう少しその前から、今年こういうことをやっています、少し先でこういう意見聴取をしますということを予告することはまれにありますけれども。

【熊倉武夫委員】消防のほうは策定を検討しますとホームページに出している。だからどのように対応するのかなと思って聞きました。

【市民協働部・石井聡次長】ご指摘のとおり関係して集まってくださった方、あるいは最近大きな計画等ではアンケート調査をやる場合があるんですけども、例えば6万人弱の市民に対して、2,000名無作為抽出でアンケートを取る場合なんかは、その2,000名の方には今年こういう計画の改定を予定しているので、あなたのお考えを聞かせてくださいというようなことをご説明することがありますけれども、市民全体に対して今年こういったものが変わる準備をしていますよということはお知らせしていないのが現実です。

【熊倉武夫委員】何か事務局がまとめて、こういうのをやりますよというのを年に1回でもいいからやってほしいです。

【市民協働部・石井聡次長】事務的にはそれほど難しくなくないと言ったら変ですけども、例えば今日のスケジュールがありますけれども、この15件というのは令和5年度以降、市民参加を予定している案件になりますので、こちらをどこかに出しておくだけでも今の熊倉委員からもご指摘の部分が若干解消されるというふうに思います。

【熊倉武夫委員】僕はそれで十分だと思う。それでも十分だと思いますが、ぜひ何らかの対応をお願いいたします。

【市民協働部・石井聡次長】ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】では、事務局で検討していただいて。

【市民協働部・石井聡次長】はい。



【牧瀬稔会長】戻りまして、4につきましては、市民参加はよろしいですか。

【熊倉武夫委員】いいと思います。

【牧瀬稔会長】では、こちらのほう締めたいと思います。どうもお疲れさまでした。

【防災安全課・大木肇課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】次、今度は5番目ですね。

環境都市課さんのほうから3つありますので、一つずつやっていきたいと思います。

【環境都市課・坂本係長】よろしくお願ひいたします。環境都市課の坂本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日、審査をいただく案件は4件で、今回まず3件ということで、5番目のものになります、審査区分としましては、名称、第2次逗子市環境基本計画の見直しになります。

市民参加の対象事項の区分としましては、第1号でございます。主な対象者は市民、市民参加の方法はパブリックコメント、審議会、その他説明会を予定しております。それぞれの実施時期につきましては、審議会は令和5年7月、それと令和6年1月に行う予定であります。

説明会は令和5年9月に実施をいたしまして、パブリックコメントは広報ずし2月号に掲載の上、周知いたしまして、令和6年2月から実施をする予定であります。

審議会は環境審議会ということで予定をしております、こちらは全体10名の委員に対しまして、公募市民4名の審議会となっております。

説明は以上になります。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきまして、質問等あればよろしくお願ひいたします。

【石田晴美委員】石田です。

【牧瀬稔会長】お願ひします。

【石田晴美委員】すみません。ご説明で、環境基本計画の見直しの審議会の名称は、逗子市環境審議会ですよね。

【環境都市課・坂本係長】はい。

【石田晴美委員】次の地球温暖化対策実行計画の見直しも同じ会議で、開催日の日程が同じになっていて、実施時間が2時間となっているんですが、2つやるのであれば実質1時間だなど思うんですよ。いかがでしょうか。

【環境都市課・坂本係長】石田委員のおっしゃるとおりで、こちらは環境基本計画と温暖化対

策実行計画につきましては、もともと温暖化対策実行計画が環境基本計画の一つの章をなすものでございますので、説明会、審議会もそうですけれども、併せて説明をしまして意見をいただく予定しております。全体としては2時間程度の時間を予定しております。

【牧瀬稔会長】石田委員、どうでしょうか。よろしいですか。

【石田晴美委員】すみません、調査としては、シートは2つにまたがっているんですけども、同じ時間帯で2時間、2時間という4時間じゃないわけですよね。書き方としてはどういう書き方が適切なのかなと思うんですが。

【市民協働部・石井聡次長】では、事務局から。そのあたり、こういったケースはなかなかないものですから、今まで具体的に、この案件に費やされる予定の時間を何時間ぐらいということは必ずしも求めていなかったというのが現状です。なので、この頃に2時間ぐらいの会議をやるといって、その2時間の中で1時間審議するのか、30分しかやらないのかというところは今回のケースは非常にそこが分かりやすい形ですけども、今まではそのあたりが必ずしも明らかにはしていなかったというのが現状です。

【牧瀬稔会長】今後はどうしますか。

【石田晴美委員】特に問題ないということで、事務局が理解していらっしゃるんでしたらこの書き方で結構です。

【牧瀬稔会長】市民参加的には問題はないと思いかもしれませんが、場合によっては書いてもいいかもしれないので、事務局のほうで検討していただいて、備考を設けるとかないかなと思います。

ほかにどうでしょうか。

じゃ、ナンバー5は終了して、ナンバー6。もうよろしいですか。

【牧瀬稔会長】続きましてナンバー6のほう、よろしくをお願いします。

【環境都市課・坂本係長】ナンバー6についてご説明します。

ナンバー6は、地球温暖化対策実行計画の見直しになります。

こちら、市民参加の対象事項の区分といたしましては、同様に第1号、主な対象者は市民、市民参加の方法はパブリックコメント、審議会、説明会を予定しております。実施時期につきましては、令和5年7月、それと令和6年1月に行う予定です。

説明会を令和5年9月に実施しまして、パブリックコメントは広報ずし2月号に掲載の上、周知いたしまして、令和6年2月から実施いたします。

先ほどのご説明と同じで、審議会については環境審議会に諮りまして、同様に全体10名の委員に対して、公募市民4名の審議会となっております。

説明は以上です。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

以上、こちらにつきましてご意見等、よろしく申し上げます。

じゃ、よろしいですか。

こちらこのまま続けてもらえればなと思います。

【牧瀬稔会長】続いて、もう一つですね。よろしく申し上げます。

【環境都市課・坂本係長】7番目の案件になります。

立地適正化計画・都市計画マスタープランの策定になります。

こちら、市民参加の対象事項の区分としましては、同様に第1号、主な対象者は市民、市民参加の方法はパブリックコメントと審議会を予定しております。実施時期につきましては、審議会は令和5年7月、10月、11月に行いまして、パブリックコメントは広報ずし1月号に掲載の上、周知いたしまして、令和6年1月から実施いたします。

審議会は都市計画審議会でございまして、委員が全体15名に対し、公募市民が5名の審議会となっております。

説明は以上になります。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

では、こちらにつきましてご意見等いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

お願いします。

【釘持麻衣委員】策定スケジュール、今回つけていただいている中で、地域説明会のところ、オープンハウスも入っていて、これは市民参加に入らないですか。

【環境都市課・坂本係長】そうですね、まず、市民の皆様にご意見をいただく機会として、素案の形でお示しをするということで考えておまして、懇談会でも5地区に分けると申しましたのは、やはり逗子を例えば5地区に分けたときに、地区ごとの特色、性格が異なるものなので、その地区ごとの説明会もそうですし、オープンハウスについても、例えば逗子駅前のマクドナルドの前の広場だとか、市役所、こういった人が集まる場所でできるだけ市民の皆様と直接対話をする機会を設けるという部分で、まずご意見を参考にさせていただいて、それをまた素案の中で生かしていくというふうに考えているところです。

【釧持麻衣委員】制度が分かっていないのですが、これは素案を出してからが市民参加になるんですか。そういう意見聴取も含めて市民参加と言ってもいいのかなと思ったので。せっかくこういうことをやるので、この調査票1枚の中に入れていただいたほうがいいのかなと思いましたが。

【牧瀬稔会長】その辺も事務局が詳しいと思うので。

【市民協働部・石井聡次長】特段、素案出してからでなければ駄目ということはありませんので、もっと基礎的な部分でのアンケート調査ですとか、そういったものも含めて市民参加手段と考えておりますので、今の案件ですと調査1の市民説明会のようなところに位置づけることも可能だと思います。

【牧瀬稔会長】入れておきたかったら、その他のところですか。

【市民協働部・石井聡次長】そうですね、その他のところに。

【釧持麻衣委員】オープンハウスというのはイメージ的にはワークショップですよ、一般的なイメージは。

【牧瀬稔会長】ワークショップに近いと思います。

【環境都市課・坂本係長】恐らくぱっと将来のビジョンですとか、そういったものを分かりやすくお示しする形なので、何かを示してどちらかに投票するというよりは、素朴な疑問等に対して私たちが内容をお答えするというイメージなんです。

【牧瀬稔会長】意見交換会をされるんですか、やはり。

【市民協働部・石井聡次長】そうですね、調査1の付表でいうところの整理ですと、その他の説明会、意見交換会の範疇に入るものになります。

【牧瀬稔会長】分かりました。じゃ、あとで追加していただいて。

ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。

【市民協働部・石井聡次長】今の7番よろしいようでしたら、申し訳ないんですが、スケジュール若干早く進んでおりますので、15番の同じく環境都市課の案件をここで先にやらせていただいてよろしいでしょうか。

【牧瀬稔会長】構いません。じゃ、今日は取りあえず7番はよいということで、続いては15番にいきたいと思います。

【環境都市課・坂本係長】続きまして、案件の15番、無料駐輪場増設に係る自転車等放置禁止区域の指定の変更について、ご説明いたします。

こちら、市民参加の対象事項の区分といたしましては、第3号、主な対象者は自転車、バイクの利用者になります。実施要件の市民参加の方法はパブリックコメントと説明会を予定しております。

実施時期につきましては、説明会を令和5年5月に行いまして、パブリックコメントは広報誌6月号に掲載の上、周知し、令和5年6月に実施する予定であります。

説明は以上になります。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

この15番につきまして、ご質問等いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

【石田晴美委員】石田です。

【牧瀬稔会長】お願いします。

【石田晴美委員】自転車等放置禁止区域の指定の変更ということなので、対象の方は自転車を止めている方が主に興味、関心がおありになるのかなと思うんですけども、その方たちに平日の説明会というのは来られるんですかというのがちょっと疑問なんです。土日開催というのはやはり難しいのでしょうか。

【環境都市課・坂本係長】土日の開催も特段差支えがございませんし、平日に関しては夜間の実施を想定していて、できるだけお仕事されている方、通勤通学で使われている方も参加いただけるような時間設定で考えてはおります。

【牧瀬稔会長】2回やってもいいですか。

【環境都市課・坂本係長】特に大丈夫です。

【牧瀬稔会長】どこかで夜間と土日をやってもいいかなというふうに思いますけれども、1回だけじゃ人が集まらないかもしれないので、2回とか3回をちょっと検討してもらえればなど。

石田委員、よろしいですか。今のでよかったですか。

【石田晴美委員】はい、分かりました。ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

ほかによろしいですか。

こちらもこのまま1回だけ増やしていただいで進めるということができればなどと思っております。ではお願いしたいと思います。

じゃ、以上でおしまいですか。

どうもお疲れさまでした。

【環境都市課・坂本係長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続いて今度は6番目の課税課さんの説明をお願いいたします。

【課税課・浅野勉課長】よろしいでしょうか。

【牧瀬稔会長】お願いします。

【課税課・浅野勉課長】課税課の審査案件でございますが、こちら令和5年度に実施していきます逗子市市税条例の一部改正でございます。こちらは令和5年2月7日に閣議決定されました地方税法の一部を改正する法律案、こちら現在国会で審議をされているところであるんですけども、この制度の中で、長寿命化に資する大規模修繕工事を行いましたマンション、こちらの固定資産税の減額措置というのが創設をされまして、さらにその減額割合を参酌基準を設けた上で条例に変えるということになっておりますので、逗子市市民参加条例第7条第1項第2号に該当するものとしまして、市民参加の手続を実施しているという事業でございます。

当該事業の主な対象者につきましては、一定の大規模修繕工事を指定域圏内、指定期間内に実施をしましたマンションの所有者ということになります。減額を付与する所有者につきましては、マンション管理士等が発行しました証明書等を添付しまして、市町村のほうに申請をするという形になります。

なお、現在まで市民から情報提供のありました減額措置の概要につきましては、添付資料のほうでございますけれども、具体的な制度設計につきましては、現在、総務省、国土交通省等におきまして調整中ということですので、市民参加手続を実施する際には改めて詳細な内容をお示しできるというふうを考えております。

市民参加の方法につきましてご説明を申し上げます。

こちらはパブリックコメントの実施と市民説明会の開催を予定しております。パブリックコメントにつきましては、令和5年9月から10月にかけて、市民説明会につきましては、パブコメに先駆けて8月初旬土曜日に、市役所で開催することを予定しておりまして、市ホームページのほか、広報ずし等で周知を図る予定にしております。

簡単ではございますが、説明は終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

【牧瀬稔会長】ではこれから審査に入っていきたいと思います。

私からで、先ほどと一緒になんですけれども、これ説明会が1回しか予定されないんですけれども、2回とか、3回とか増やしたらまずいですか。

【課税課・浅野勉課長】まずくは、特にはないです。

【牧瀬稔会長】3回ぐらいやったほうがいいかなとは個人的には思いますけれども。ちょっと検討していただければと。1回だと来ないかもしれないので、2回目、3回目だと行けなかったと思って来るかもしれないので、もうちょっと検討してもらえればと思います。

そのほか、どうでしょうか。

【熊倉武夫委員】ちょっといいですか。

【牧瀬稔会長】お願いします。

【熊倉武夫委員】これは市民参加制度の対象になるんですか。国の制度に基づいて各地方自治体は粛々とやっていくのではないのかと。どの部分が対象なんですか。

【牧瀬稔会長】これはもちろん事務局のほうが多分詳しいかもしれないので。

【市民協働部・石井聡次長】完全に国の制度の中で行われるものというのは、当然、市としての裁量がありませんので、そういったものは市民参加制度の対象外ですけれども、こちらに関しては、国で一定の方向は出すんですが、市町村ごとにどのぐらいの割合で行うのかという裁量の幅がありまして、その裁量の幅を決めて、それで逗子市としてこれでいきますけれどもよろしいでしょうかという意味での市民参加ということになります。なので、今までご議論いただいたほかの案件に比べると、大分参加の幅というのが小さくなってしまいますのでけれども…

【熊倉武夫委員】これ、すみません。

【市民協働部・石井聡次長】どうぞ。

【熊倉武夫委員】どうやって市民参加に関わるメンバーを集めるんですか。

【市民協働部・石井聡次長】ここでは市民説明会をするということになっています。

【熊倉武夫委員】市民説明会、そういうことか。

【牧瀬稔会長】だから、周知をして、ぜひ来てくださいねと、多分1回じゃ来ないかもしれないので、3回ぐらいどうでしょうかという話をしまして。

【熊倉武夫委員】それ、市民説明会をするということも市民参加制度ですか。ああ、そういう意味。

【牧瀬稔会長】どんどん聞いてください、分からないことは。ほかにどうでしょうか。

こちらは一応1回をできれば3回ぐらい検討していただきまして、手続は戻ってからのしたいと思います。どうもありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続いて、今度は資源循環課さんのほうから説明お願いいたします。

【資源循環課・中村純一課長】よろしく申し上げます。資源循環課長の中村です。

まず、市民参加の対象事項の名称ですが、逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正、内容としては事業系廃棄物の処理手数料の改正になります。

市民参加対象事項の区分としては、第7条第1項第2号に該当します。

当該事業の主な対象者としては、事業系廃棄物の排出事業者になります。

事業概要です。事業系廃棄物については、環境省の報告において、「事業者が適正処理を行う責任を有していることに鑑み、その処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい」とされており、これを受けて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく基本方針においても、「事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進」を位置づけています。このことから、中間処理・最終処分に係る適正な額の処理手数料を設定するものです。

実施する市民参加の方法としては、パブリックコメント、審議会と考えています。

添付資料については、こちらの審議会委員名簿と条例の一部改正の進め方（案）というものをつけております。

続きまして、市民参加の方法を選択した理由、方針等です。まず、廃棄物処理法によりまして、事業系廃棄物というのは自己処理の原則があります。自己処理の原則の具現化という専門性が高い改正動機を持つことから、公募市民を含む審議会の答申を受け、具体的な改正イメージを伝えたいと、市民の意見を聞くことが適当と考えます。

続きまして、パブリックコメントにつきまして、周知方法が市のホームページ及び広報誌し5月号を考えております。閲覧場所については、通常の閲覧場所に加えて、逗子市商工会、こちらのほうに置くことを考えております。

続きまして、審議会等についてです。名称は、逗子市廃棄物減量等推進審議会となりまして、構成は市民3人、事業者3人、学識経験者3人となります。開催日につきましては、添付資料の逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正の進め方（案）をご覧ください。まず、最終的には令和6年度の3月の持込み手数料の変更に向けて、令和5年度の12月に事業系廃棄物処理手数料の改正を審議会へ諮問します。そして2月に審議をしていただきまして、令和6年度の4月に答申をいただく予定としております。その後パブリックコメントをかけまして、9月の議会に条例の一部改正を上程していくことを考えております。

以上で説明を終わります。

**【牧瀬総会長】** ありがとうございます。

こちらにつきましてご質問等お願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

では、よろしいですか。



以上でこちらも引き続き進めてもらえればなと思います。どうもお疲れさまです。

【牧瀬総会長】続いて、今度はナンバー10ですね。企画課さんのほうからお願いいたします。

【経営企画部・仁科英子次長】企画課長をしております仁科と申します。よろしくお願ひいたします。失礼します。

それでは、資料に続きましてご説明いたします。

本事業につきましては、総合計画では第4節、安全で安心な、快適な暮らしを支えるまち、4、都市機能の整った快適なまちに位置づけてございます。

市民参加の対象事項の名称としましては、JR東逗子駅前用地活用事業の中の基本計画の策定でございます。市民参加の対象事項の区分としましては、4号に該当します。事業の概要としましては、逗子市土地開発公社が所有するJR東逗子駅前の旧国鉄清算事業団用地を有効活用して、公共施設を集約し、複合施設として整備することで、駅周辺の快適性、利便性の向上及び地域の活性化を図るものです。ここで添付しておりますスケジュールをご覧いただければと思います。

本事業につきましては、令和4年度におきまして、基本構想の策定を現在行っているところでございます。今回、ご審議いただいております基本計画につきましては、令和5年度に策定を行うものです。この事業自体は令和9年度に施設の整備が終わり、供用を開始するのが令和9年度とここを目標に準備を進めているところでございます。

それでは、戻りまして、本事業におきまして実施する市民参加の手法としましては、パブリックコメント、審議会等、懇話会等、ワークショップ等、説明会となっております。こちらのパブリックコメントにつきましては、広く市民から意見を募集するために行います。審議会と懇話会等につきましては、集約を図る公共施設を所掌する審議会等、懇話会等に意見を求めるというものです。この用地に集約を図ろうとしている公共施設としまして複数ございますが、そこに関わる審議会と懇話会と意見調整するところがこの添付資料のほうにある部分でございます。

ワークショップ等につきましては、事業予定地周辺の地域住民、商工関係者、集約を図る公共施設の利用者、広場利用者等から計画案に対する意見を求めるために行うもので、調査票につきましては、調査票1の付表にございますが、令和5年7月から9月にかけて、3回行う予定でございます。説明会につきましては、広く市民から計画案に対する意見をいただき、その意見に対する市の考え方を説明し、意見交換を行うために行うと予定しております。

お示ししましたスケジュールに記載しておりますが、懇話会等、審議会等から意見を聞くのが5月から6月にかけて。そして、7、8、9月にワークショップを行い、意見をまとめたもので来年1月に説明会、そして2月にパブリックコメント、このようなスケジュールで進めることを考えております。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

それではこちらにつきましてご意見、ご質問等いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

じゃ、私のほうから。

公募市民の割合が16.7%となっていて、これというのは欠員が出ちゃっているかなと思うんですけども、違うのですか。

【企画課・四宮係長】そうです。

【経営企画部・仁科英子次長】はい。

【牧瀬稔会長】そうですよね。この欠員というのはこれから入ってくるということですか。

【企画課・四宮明彦係長】過去に募集を行ったが、応募がなかったという経緯があって、募集する予定はあるんですけども、現時点ではその時期というのは未定ということです。

【牧瀬稔会長】じゃ、募集をすれば入ってくるかもしれない。

【企画課・四宮明彦係長】可能性としては。

【牧瀬稔会長】2割を超えるかもしれない。はい、分かりました。

ほかにどうでしょうか。

【石田晴美委員】石田です。

【牧瀬稔会長】お願いします。

【石田晴美委員】駅前の用地の活用ということで、多くの市民の方の非常に関心が高いと思うんですが、このワークショップは何人ぐらいを想定、ワークショップについての質問なんですけれども、ワークショップはまず何人ぐらい想定しているのかということと、現在、3回実施予定ということですが、これは単発ものなのか、あるいは連続性のあるものなのか、教えてください。

【経営企画部・仁科英子次長】ワークショップにつきましては、30人ほどの参加を想定しております。同じメンバーの方に連続して3回参加いただくことを思っています。

【石田晴美委員】そうすると、これ3日間なので、3回はちょっとスケジュール的に難しいけ

れども、1回だけ参加というのは駄目ということですよ。

【経営企画部・仁科英子次長】それぞれの会で行う内容が異なりますので、できましたら同一の方に3回ご参加いただきたいということをお願いしたいと思います。

【石田晴美委員】ワークショップの内容というのは、終わった都度公開とかというのはされるのでしょうか。

【経営企画部・仁科英子次長】現段階ではそこまでは考えておりません。ワークショップ自体はもちろん公開の場で行いますので、見学等はいただけるかと思うんですが、それぞれ集約したものというのは、ワークショップの中での共有は考えております。

【石田晴美委員】すみません、私、ちょっと逗子に、そちらに住んでいないので分からないのですが、駅前の土地をどういうふうを活用するのかというのは、市民の方の関心が非常に高いと思うんです。なので、ワークショップ、連続性のあるものというほうが、議論が深くなる傾向があるんですけれども、その都度ワークショップでの内容を公表して、可能であれば、興味を持った方がクローズじゃなくてオープンに入れるような仕組みが、大変だとは思いますが、あったらいいなというのと、あと、今のご時世なので、例えば、これ対面実施ですよ。

【経営企画部・仁科英子次長】はい、対面実施を予定しております。

【石田晴美委員】ですよ。Zoomを使って分割するオンラインのワークショップというのを、ちょっと難しいかもしれないですけども、トライするというのは価値があるかなというふうに思います。ちょっとご検討いただければ幸いです。

以上です。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。

じゃ、今言ったことは検討いただいて。3回連続同じ人ではなくて、前の人とは違ってものということも検討いただければ。あとZoomを使うこともちょっと検討いただければと思います。

他に意見があれば。

【熊倉武夫委員】最近よくマスコミで言われている、私はこんなことを知らなかったということがないようにひとつお願いします。

【牧瀬稔会長】それは確かに全てにおいてですね。

じゃ、これでおしまいになります。どうもお疲れさまでした。

【経営企画部・仁科英子次長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】じゃ、続いて11番目で財政課さんのほうから説明等をお願いいたします。

【財政課・山田聡課長】財政課でございます。

本日は逗子市公共施設等総合管理計画の一部改訂に伴い実施します市民参加の方法と位置づけです。

対象事項の名称は逗子市公共施設等総合管理計画の一部改訂、調査書をご覧ください。

まず、市民参加対象事項の区分につきましては、4に該当いたします。こちらの総合管理計画というものは、公共施設などの管理をするための取組を示す方針でありまして、直近では一部改訂を令和3年度に行っております。今回も同様に事業の概要といたしましては、総務省が示します計画に盛り込む事項について、添付資料でございます改訂の事項の一覧のうち、色のついているところになりますが、右端に新たに記載と書いてあります。こちらの記述を追加いたしますとともに、必要なデータ類の更新などを行うものです。

実施する市民参加の方法につきましては、パブリックコメント及び懇話会等の実施を計画しており、そのスケジュールにつきましては、添付資料でございますスケジュール案のとおりを予定しております。

令和6年1月に懇話会からご意見をいただいた後、1月から2月の間を目途にパブリックコメントを33日間実施する予定としております。なお、懇話会などの開催日についての詳細は現在のところ決まっておりませんが、それぞれの実施の設定に当たっては、市民参加手続ガイドラインに沿った対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、当該市民参加の方法を選択した理由は調書記載のとおりとなっております。その他パブリックコメントの閲覧場所や説明会の周知方法などは、調査書の付表に記載しているとおりでございます。

簡単ではございますが、説明を終わります。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

それでは、こちらにつきまして、ご質問等いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

どうでしょうか。

私から、懇話会を1回にした理由というのは何かあるんですか。

【財政課・山田聡課長】特に理由はございません。

【牧瀬稔会長】個人的には少ないかなと思ったぐらいなんですけれども。

【財政課・山田聡課長】改訂の項目というところからいくと1回程度の会議で十分ではないか

という判断でございます。

【牧瀬稔会長】分かりました。

ほかにどうでしょうか。

質問、よろしいですか。

では、特に意見もないようですので、引き続きしっかり進めていただければと思います。

こちらで終了いたします。どうもお疲れさまでした。

【牧瀬稔会長】続いて、ナンバー12で、消防総務課さんのほうから説明をお願いいたします。

【消防総務課・藤井延欣係長】消防総務課です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、市民参加のこちらの対象事項の名称としまして、逗子市消防団第3分団詰所建て替え計画についてです。

市民参加の対象事項の区分といたしましては、4号となっております。

当該事業の主な対象者として、逗子市消防団の沼間地区、こちらを管轄している第3分団の団員となっております。事業の概要は調査書のとおり、逗子市消防団第3分団詰所の整備を2か年で行い、防災拠点としての機能強化を図り、消防団員の安全、安全性の確保、それと円滑な消防団活動の向上を目指すものとなっております。

実施する市民参加の方法としましては、パブリックコメント、地域の方への説明会、こちらを計画しております。実施する市民参加の方法を選択した理由は、こちらの記載のとおりとなっております。

また、付表のほうに示すとおり、市民参加の方法、そしてパブリックコメントの方法は付表をご覧くださいと思っております。

簡単ではございますが、消防総務課からの内容の説明はこちらとなっております。どうぞよろしくお願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

それでは、こちらにつきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

私から質問なんですけれども、地域住民を対象にしてやっていくわけですね。

【消防総務課・藤井延欣係長】はい。

【牧瀬稔会長】チラシとかはまいたりしないんですか。それが一番早いかなという気がするんですけども。

【消防総務課・藤井延欣係長】一応、市のホームページと広報ずし、こちらを活用して、市民参加の説明会、意見交換会、それとパブリックコメントを行っていきたいと考えております。

【牧瀬稔会長】なかなかホームページとか見ない方いらっしゃるので、それで配布しちゃったほうがいいかなと思います。それは考えていないですか。

【消防総務課・藤井延欣係長】今のところ、そのような考えはございません。

【牧瀬稔会長】はい、分かりました。

ほかにどうでしょうか。

こちらもよろしいですか。

じゃ、今のご提案の内容で進めていただければと思います。

以上になります。どうもお疲れさまでした。

【消防総務課・藤井延欣係長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】続きまして、市民協働課さんのほうです。

【市民協働部・石井聡次長】13番の市民協働課、地域活動センターの移転になります。

こちらは昨年度この同時期の審査会でご審議いただいた久木小学校の長寿命化の計画というのはありましたが、それに伴って新たに参加手続が必要になったものになります。

当初、久木小学校の長寿命化、もう築50年たっているコンクリートの建物を、内装だけリフォームする、コンクリートの躯体を残して中だけ変えるという計画が長寿命化の計画で、そちらに対しての市民参加手続は今年度、この令和4年度行っていたんですが、そこで皆さんからご意見をいただいて、リフォームの計画をつくっていくに当たって、どうも全体の広さが足りない。特にこの後にご審議いただく、いわゆる学童保育、放課後児童クラブのスペースが足りないということで、もともとは建て直す予定はなかった体育館棟、体育館が2階にあって、1階に学童保育だとか、あと今こちらの市民協働課で所管している地域活動センターがある、その体育館棟を建て替えたほうが仮設の体育館を建てたりすることよりも安いということが分かりましたので、もともとは建て替える予定のなかったものを、建て替えることになりました。

今この地域活動センターというのは、市の公の施設として管理している、市民であればどなたでも使えるという建物なので、それを建て替えるに当たって、どういう新たな間取りがいいかということは、やはりここは市民に参加いただいて、近所の方、利用者の方を含めて、参加をいただいて、新たな建物を建てたほうがいだろうという判断をしましたので、こちらの移転については、4号に該当するものというふうに判断をしまして、この令和5年度の中で市民

参加手続をしていこうというものになります。

今、大体、400平米前後ある建物、ほぼ同規模のものなんですけれども、現在の建物はもともと小学校の教室で、それをいつか高齢者のデイサービスセンターに転用して、それをさらに今の久木会館という地域活動センターに転用したものですので、大分使い勝手の面では使いにくい、プロの業務用の調理室があつたりするので、今回、よりそれを地域の方に使いやすいものにするということで、ワークショップとパブリックコメントという2つの手続で、市民参加をしていこうというふうに考えてございます。

もともとの長寿命化のスケジュールが、大分厳しいスケジュールがありましたので、こちらの市民参加手続、大分慌ただしくなるんですけれども、4月からワークショップを4回開催をしまして、その後に出来上がった設計案を皆さんにご意見いただくパブリックコメントを実施するというを考えております。

ワークショップについては、おおむね30名で4回の開催、こちらについても同じ方に続けて参加していただくということを想定しています。ワークショップは会館の性質からすると幅広い世代、年代の方にご参加いただくということで、今のところ土曜日という設定をして考えております。

以上で説明を終わります。

**【牧瀬稔会長】** ありがとうございます。

それでは、こちらにつきまして、ご意見、ご質問をいただきたいと思います。よろしく願いします。

**【石田晴美委員】** 石田です。

**【牧瀬稔会長】** お願いします。

**【石田晴美委員】** ご説明ありがとうございました。

この久木会館は多分近隣の方は非常にご興味、ご関心おありのところだと思いますので、先ほどの駅前と同様にワークショップの都度都度の内容をオープンにさせていただくということをぜひお願いしたいと思います。

それと4回連続で毎週土曜日というのは結構タイトなので、それとは別に説明会、意見交換会みたいなものというのは開くのはやはり難しいのですか。今、ワークショップではこんなことが言われています、皆さんどういうふうに思いますかみたいなことは駄目なんでしょうか。

**【市民協働部・石井聡次長】** ちょっとそのあたり、私の今の思いつきですけれども、実際、このワークショップは今使っていただいている会館でやりますので、会館でワークショップをや

った、例えば模造紙で作業したような内容をそのまま会館に、どこかに貼らせていただくとか、そこに何か意見をいただけるような箱を置いておくとか、そういった形で都度都度ワークショップに参加いただいている方からも途中途中でご意見をいただいて、それを次のワークショップに反映していくということは可能だと思います。

なぜそのワークショップを同一の方にとというふうに考えたかといいますと、意見をまとめていく過程では、やはり4回の中で最初は今の利用状況だとか、現状を皆さんになるべく理解していただいた上で、それを皆さんの意見を積み上げて作業していく。例えば実際の間取り、大きな部屋がいいのか、小さい部屋がたくさんあったほうがいいのかですとか、どちらが右にあったほうがいい、左にあったほうがいいみたいなことは、皆さんで手を動かしていただくほうがよりいいものができるかなということで、こういうような設計をしましたので、なかなか本場に4月、5月、6月で4回来ていただくというのは、かなりのご負担にはなるとは思いますので、なかなか参加いただけないという方のご意見も反映できるような工夫はしていきたいと思えます。

**【石田晴美委員】** ぜひご検討を。

それと今、特定の利用者団体とかというのはあるんですか。利用者団体からの意見聴取みたいなのはされないんですか。

**【市民協働部・石井聡次長】** こちらは貸館ですので、利用者の団体からも参加していただくことは想定しています。ただ、特定の方、現在お使いになっていただく方だけの意見というのも、またそれもバランスが悪いのかなというのがありますし、当然、施設ですので、何十年にもわたって使っていくものなので、そこは幅広く意見を聞きたいというふうに思っています。

ここの管理自体は久木小学校区の住民自治協議会という市民団体が行っていますので、その管理者のほうでも利用者の意見を、今、聞いてくださっていますので、そのあたりは当然反映できるものというふうに考えています。

**【石田晴美委員】** 分かりました。どうもありがとうございました。

**【牧瀬稔会長】** ほかにどうでしょうか。

以上でよろしいですか。では、そういうことで引き続きお願いしたいかなと思います。

**【市民協働部・石井聡次長】** ありがとうございました。

**【牧瀬稔会長】** 本日最後になりますかね。保育課さんのほうからよろしく願いいたします。

**【保育課・村上晴美課長】** よろしく願いいたします。



すみません、説明の前にスケジュール表の差し替えを本日させていただきまして、申し訳ございません。今日お配りしたものが正しいものになりますので、そちらをご覧ください。

それでは、久木小学校区放課後児童クラブの移転についてということで、よろしく願いいたします。

調査票の内訳を説明させていただきます。

まず、市民参加の対象事項の名称が久木小学校区放課後児童クラブの移転になります。市民参加の対象事項の区分は（４）市の施設の設置、改修、用途変更等に係る計画等の策定または変更になります。

主な対象者は久木小学校区放課後児童クラブの利用児童及びその保護者です。

事業の概要といたしましては、久木小学校区の長寿命化改修工事に伴い、現在、久木中学校の隣に設置されている久木小学校区の放課後児童クラブを久木小学校内に新たに建設する体育館棟の1階に移転を検討するものです。計画では床面積が現在の1.5倍となりまして、受入れ児童もそれに伴いまして90名程度から120名程度の受入れが可能となる見込みであります。

実施する市民参加の方法はパブリックコメントと審議会です。審議会は子ども・子育て会議を予定しております。パブコメなどは、やはり関係者のみではなく、広い意見を聴取できるということで実施をします。

次のページになります。付表のほうです。

パブリックコメントに関しては、市のホームページ、広報ずし、その他市の各施設です。それから、子育て関係の施設、子育て支援センターや療育教育総合センター、市内の保育施設や放課後児童クラブ、幼稚園を予定しております。実施期間につきましては、令和5年6月26日から令和5年7月25日を予定しております。

もう一枚めくっていただいて、調査書1の付表です。

こちらは子ども・子育て会議についてです。

子ども・子育て会議は5月以降に実施を予定しております。スケジュールのほうをご覧くださいんですけども、子ども・子育て会議は6月9日までは実施し、その後パブリックコメントを6月26日から7月25日まで、その後8月中旬から9月中旬ぐらいにかけて、結果の公表をしたいと思っております。そして、そのほかということで、久木小学校の長寿命化改修基本設計の説明会、全体の説明会を2月10日に行っております。それから、現在、放課後児童クラブに通っているお子さんたちを対象にした児童ワークショップを3月2日、それから、現在のその利用者の保護者の説明会を3月11日に開催しております。それから、現在この施設

は指定管理をしておりますので、指定管理者との協議を随時行っております。説明は以上になります。よろしく願いいたします。

【牧瀬稔会長】ありがとうございました。

こちらにつきまして、ご質問等よろしく願いします。

【石田晴美委員】石田です。

【牧瀬稔会長】お願いします。

【石田晴美委員】すみません、今、最後のご説明で、既に児童ワークショップとそれから学童利用児の説明会は実施済み、令和4年度にとういうことでしたので、ぜひこちらの備考のところに令和4年度にこれとこれを既に市民参加でやったということを書き込んでいただくと、全体像が見えると思いますので。審査ではないけれども、審査するに当たって既にワークショップ、その他の形でやったんだということが分かると、それはもうやらなくていいよねというお話しになるので、備考のところにお入れいただくと審議がよりスムーズになると思いますし、全体像も見えるかと思しますので、今回の直すのか、今後直すのかちょっと分かりませんが、ご記入いただきたいということでお願いします。

【保育課・村上晴美課長】承知いたしました。

【牧瀬稔会長】ほかにどうでしょうか。

よろしいですか。大丈夫ですか。

ではこちらもどういふことでこのまま進めてもらえばと思っております。

じゃ、以上でこちらもおしまいにします。どうもお疲れさまでした。

【保育課・村上晴美課長】ありがとうございました。

【牧瀬稔会長】では、最後の確認ですね。

基本的に全て適当なんですけれども、いくつかありまして、例えば障害福祉課さんのところに出てきたのは、団体が分からない場合は、その内容を書く。括弧か何かでこんなことをやっていますよとか書いてもらえればなと思います。

あとは、防災安全課さんのところだと、欠員の理由とかも、分かっていたら書いておくことが必要かなという気はします。

あとは、これは全体的な検討ですけれども、来年度こんな規約が改訂しますよとか、分かったものについては、オープンにしていくということも、そういう意見もありました。それは事務局のほうだと思います。

あとは、これも5番目に出てきたんですけども、同じメンバー、2つの会議をしている場合、いわゆるトータルなのか、あるいは違うのかということ、一度ルール化してもらって、徹底していただければと思います。

あとは、オープンハウスなども市民参加に加えていただいて、その他に書くということも、今日、出てきました。

あとは8番目の課税課さんのは説明会を二、三回程度に増やすことを検討してもらいたいことは一応伝えました。手続は適当です。

続いてですけども、10番で企画課さんのほうですと、Zoomのほうも検討してもらいたいとか、あとはワークショップの内容をその都度公表してもらいたいとか、そんな意見を出しました。このことをよく検討していただきたいと思います。

あとは13番のところだと、これもそうですね、ワークショップの内容を都度公表するというのも出ました。

あと14番、今のところだと、実施したものについては備考欄に書くと。

あとは15番です。説明会の平日、夜間が出られないので、土日などを増やすと出ました。

それ以外、何かありますか。入れたいものは。大丈夫ですか。

どうぞ。

【中野良一委員】パブリックコメントというのはどこでもやるんですけども、これをやったら大丈夫みたいな感じがしますので、取りあえずこれからやるものに関してはどういうテーマでこの期間やって、何件できるようになってきたかということは最低知りたい。それからパブリックコメントをやるのが適当なのかどうか。やり方がどうなのかというこの審査会の意見を反映できると思うので、まずはその実態を知りたいので。僕は知りたいですけども。

【牧瀬稔会長】そうですね。これについては統計出ておられますね。これは今回次年度やりましたので。

【市民協働部・石井聡次長】そうですね、先ほどご意見のあった市民参加全体の案件というのは、例えば年度の当初に今年で言えば、令和5年度で言えば、今の段階で15件あると。パブリックコメントに関しては、ちょっとすぐこの4月から変わってしまうんですけども、ホームページで言うと、ホームページの左のところに、トップページにリンクがありまして、そこをクリックしていただくと、今やっているもの、それからもう既に終わったものというのが必ずそこに全部出るような形になっていますので、そこを見ていただければ、過去のやったものを。

(※事務局によりスクリーンに該当ホームページ画面を投影)

【市民協働部・石井聡次長】パブリックコメントというタイトルがあって、青い柱のところからこれからの予定、今説明会の予定がないので入っていません。その下に今募集中の案件、これが今パブリックコメントをやっているものなんです。今年は本当に計画改定が非常に多いので、緑の基本計画から始まって、福祉だとか、健康だとかがあります。その下に、終了案件の一覧、例えばこの3月上旬に終わったものも、ここに終了案件の一覧があって、今、ここ上のほうは集計中ですが、もう結果がまとまったものは例えばその右側にPDFのリンクが張ってあって、これは1件しかなかったんですけども、総合計画の基本構想に関しては1件しかご意見がなかったのですが、こういった形で何件あるか、あとは内容がどうだったかということも見ていただけるようにはしています。

それと併せてこういった結果については、案を配架した公共施設には結果についても必ず配架するというルール化しているのですが、一応置いてはあります。ただ私もコミュニティセンター、旧公民館の管理者ですが、なかなかご覧になっている市民を見たことはあまりないです。なかなか実際に紙ベースのものを見ていただけているという状態にはないので、今見ていただいたように、件数はかなり少ないものが多いです。ただ、ものによっては非常に熱心、本当に細部にわたるご意見をいただく場合もありますので、そういったものは丁寧に担当課のほうで読んで、それをどう採用するかしないかということ判断しています。

最近だと生ごみの分別処理を計画しているんですけども、これに関しては非常に興味も高く、意見もたくさんありました。その下です。これです、77件。この意見の数、それから人数も多かったものというふうに記憶しております。

今の一連の説明が中野委員のご質問に対する回答になります。

【中野良一委員】そうですね、ここまでしていただいたのであれば、本来1件という、募集に対する意見が、それは広く市民に意見を募集しているものなのか、もともとのパブリックコメントには合わない施策だったのか。1件しかありませんでした、テーマにあまり興味がなかった、それで終わる話ではないと思うんですけども。そこに対する検証というのはいないんですか。やはり免罪符のようにパブリックコメントをやりました。みんなに聞きましたけれども意見はありませんでしたよ、というように市民から見えるんです。広報ずしとかも実際に書いてあるんです、4行ぐらいで。パブリックコメントを募集します。それは何とかサークル募集しますとか、体育館は何日から使えませんかと同じレベル。もっと意見を聞きたいのであれば、

聞きたいアピールをしなくちゃいけないと思うんですけども、こういう持って行かなくちゃいけない、もしくは閲覧できるところに行ってもらわなくちゃいけないので、その努力が足りないのではないかと。

【市民協働部・石井聡次長】まさにその検証をいただくのがこの審査会ですので、次回の、毎年7月から8月に開催する審査会のほうでは、先ほど見ていただいた1件とか、77件というものの結果資料をつくりますので、それを見ていただいて、例えばごみの77件はなぜ多かったのか、なぜ総合計画の基本構想は少なかったのかというところのご審議をいただくという内容になるのかなと思います。

先ほどのごみのほうは、当初こちらの審査会に諮ったときは、数回の市民説明会を予定していたんですけども、数回やったところで各地域、自治会、町内会からもっとやってほしいというご意見があったので、要望があったところの全て地域に出向いて、先ほど説明した資源循環課が生ごみの収集方針の説明をしました。そういった一つの成果として、70件を超える意見が出たんだろうというふうには思いますので、ぜひそこは次回の審査会の中でご審議いただければというふうに考えます。

【中野良一委員】そもそも東逗子は色々な意見が出てくると思うので、細やかな対応が必要なんじゃないかなと思います。

【熊倉武夫委員】利害関係が多いのは当然のことです。人として当たり前の話です。興味ない話、誰も書かないです。

【市民協働部・石井聡次長】そうだと思います。

【熊倉武夫委員】件数云々じゃないですよ。

【市民協働部・石井聡次長】先ほどの例で言うと、やはり具体的なものであればあるほどご意見は多いので、先ほど1件というのは、総合計画の基本構想という最上位の哲学のような。その今一段階下の実施計画というものも、パブリックコメントをかけておりますけれども、やはり具体的な実施計画になればなるほど、ご意見をいただいたけるのは、一つの傾向かなというふうには思います。

すみません、一つだけ、今から追加でご報告です。

本来であれば、先ほどご説明したとおり、次回の8月でご報告する案件なんですけれども、前回のこちらの審査会で、石田委員のほうからオンラインの併用をというご意見をいただいて、すぐに庁内の各課にはそういった説明会があるとき、あるいは会議を開くときには、オンラインを併用してみてもという通知を出しました。

その中で、今年に入ってからなんですけれども、先ほど最後に説明のあった久木小学校の長寿命化の説明会、これを2月10日に開いたんですが、この2月10日という日が東京で最後に雪が降って交通機関が少し麻痺した日なんです。3日ほど前に雪が降りそうだというような天気予報がありましたので、急遽その日、夜、市役所で説明会を予定していたんですけれども、昼の、小学校でやったものはそのまま現場で実施したんです、対面で実施したんですけれども、夜の市役所の説明会の分については、急遽オンラインも併用してやることにしましたが、多分初めてだと思いますけれども、オンラインの参加者のほうが対面の参加者を大きく上回ったということがありまして、小学校ということもあって、Zoomの向こう側から子どもの声が聞こえていたんですけれども、なかなか夜出にくい保護者の方の参加というのはありましたので、ちょっとそういう意味ではオンラインの説明会のニーズというものも一定あるということが、今回、はっきりして、なおかつ急遽の開催であっても市民の方も普通にこのZoomにつなぐというぐらいは問題なくやれるということが分かりましたので、正式なご報告は次回ですけれども、取り急ぎお礼も含めてご報告いたします。ありがとうございました。

**【熊倉武夫委員】** それは、僕の個人的な意見ですけど、それはやはり年代別のことを考えた方がいい。僕もZoomやっています。Zoomをやっている若い世代は、パソコンとかを使うのに慣れていらっしゃる方々はいます。しかし、逗子の高齢者でパソコン使わない、見ない人多いです。ホームページ開けない人もいます。だから、そういう思い込みというか、高齢者だからできない、若者だからできる、そういう思い込みでどんどん決めていっちゃうと取り残されていくそういう人たちが出てきてしまう。

**【市民協働部・石井聡次長】** ありがとうございます。それはこちらも高齢者は使わないだろうという思い込みも逆にあったりもして、そこはどちらも注意しなければいけない部分かなと思います。

**【熊倉武夫委員】** もう一つ、ちょっと英語が多すぎるんですよ。日本語のほうがいいかなと僕は思います。分からない人は何だこれとなりますよ。日本人なんだから、やはり日本語できちんとやってくれというのは、僕個人としてはすごい思います。英語も分かりますよ。でも日本語があるんだから、日本語でやるべきだなとは思って。一般論としてそういう言葉が定着しているのだったら、それはそれでいいですけれども。

**【市民協働部・石井聡次長】** ありがとうございます。そこはこの間、1月ぐらい前の文化庁からアンケートがありまして、どこまで行政の用語で片仮名、外来語を使うのかというところ、そこは本当に、みんな今、すぐくどの辺で線を引くのか。文化庁が言い換え語を色々つくった

んですけれども、言い換えもつくればつくるほど、またそちらも定着しないような部分もあるので、ちょっとこちらとしては本当に迷うところが大きいです。

パブリックコメントはもうこれはある種条例の言葉になってしまったので、もう仕方がないんですけれども、できればそういう言葉を増やさないようにはしていく必要はあるのかなというふうには思います。

【熊倉武夫委員】個人的な意見で、いろいろ考えていただけで。

【市民協働部・石井聡次長】ありがとうございます。

【牧瀬稔会長】では、よろしいですかね。

皆様のご協力で大分早く今回は終わりましたので、ありがとうございました。

次回は、8月ですか、7月ですか。

【市民協働部・石井聡次長】7月、8月頃、今年の令和4年度の成果を見ていただく会になります。

【牧瀬稔会長】そういうことになりますので、また次回もよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和4年度第2回逗子市市民参加制度審査会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

— 了 —